<u> </u>	
法 令 名	計量法
根拠条項	計量法第15条第3項
処分の概要	勧告に係る措置命令
法令の定め	計量法
	第15条第1項(勧告等)及び同条同項から導かれる次の条項
	第12条第1項・第2項(特定商品の計量) 第13条第1項・第2項(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)
	第13年第1項・第2項(密封をした特定問品に係る特定物家里の表記) 政令第249号(平成5年7月9日)
	「特定商品の販売に係る計量に係る政令」
	第1条(特定商品)、第2条(特定物象量)、第3条(量目公差)
	第4条(容器に指定物象量を表記すべき特定商品)
	第5条(密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品)
	通商産業省令第37号(平成5年7月9日)
	「特定商品の販売に係る計量に関する省令」
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。
L	

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第35条
処分の概要	指定定期検査機関の計量士等の解任命令
法令の定め	計量法 第28条第1項第2号(指定基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第2条第2項(指定の基準)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第37条
処分の概要	指定定期検査機関への指定基準適合命令
法令の定め	計量法 第28条(指定基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第2条(指定の基準)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

Г	
法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第38条
処分の概要	指定定期検査機関の指定の取消し等
法令の定め	計量法 第20条第1項(指定定期検査機関) 第26条(指定) 第27条(欠格条項) 第28条(指定の基準) 第29条(定期検査の方法) 第30条(業務規程) 第31条(帳簿の記載) 第32条(業務の休廃止) 第33条(事業計画等) 第35条(解任命令) 第36条(役員及び職員の地位) 第37条(適合命令) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量検査機関の指定等に関する省令」 第2条(指定の基準) 第3条(業務規程) 第3条(業務規程)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第48条
処分の概要	修理事業者への改善命令 (届出修理事業者の修理品の検査義務の履行)
法令の定め	計量法 第47条(検査義務) 計量法施行規則 第13条で準用される同規則第8条(検査義務)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787、1772)
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第52条第4項
処分の概要	販売事業者への勧告に係る措置命令
法令の定め	計量法 第52条第1項·第2項(遵守事項)
	計量法施行規則 第19条(遵守事項)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第64条
処分の概要	指定製造者への指定基準適合命令 (特殊容器指定製造者)
法令の定め	計量法 第60条第2項(指定の基準) 計量法施行規則 第30条(指定の基準)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787)
問い合わせ先	同上
備 考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根拠条項	計量法第67条
処分の概要	指定製造者への指定の取消し (特殊容器指定製造者)
法令の定め	計量法 第17条第1項(特殊容器の使用) 第62条第1項(変更の届出等) 第63条第2項・第3項(表示) 第64条(適合命令) 計量法施行規則 第25条(型式) 第26条(容器の材質) 第27条(高さ) 第32条(表示) 第33条(容量公差)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

計量法
計量法第110条第2項
計量証明事業者への事業規程変更命令
計量法 第110条第1項(事業規程)
計量法施行規則
第43条(事業規程)
北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
同 上
公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根拠条項	計量法第111条
処分の概要	計量証明事業者への登録基準適合命令
法令の定め	計量法 第109条(登録の基準)
	計量法施行規則 第41条(登録の基準)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第113条
処分の概要	計量証明事業者の登録の取消し等
法令の定め	計量法 第62条第1項(変更の届出等)
	第92条第1項第1号・第3号(指定の基準)
	第107条(事業の登録)
	第110条第1項·第2項(業務規程) 第111条(適合命令)
	第116条(計量証明検査)
	計量法施行規則
	第43条(事業規程)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第121条第2項
処分の概要	指定計量証明検査機関の計量士等の解任命令
法令の定め	計量法 第28条第1項第2号(指定の基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第17条第2項(指定の基準)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第121条第2項
処分の概要	指定計量証明検査機関の指定の取消し等
法令の定め	計量法 第117条第1項(指定計量証明検査機関) 第121条第1項(指定) 第27条(欠格条項) 第28条(指定の基準) 第29条(定期検査の方法) 第30条(業務規程) 第31条(帳簿の記載) 第32条(業務の休廃止) 第33条(事業計画等) 第35条(解任命令) 第36条(役員及び職員の地位) 第37条(適合命令) 第38条(指定の取消し等) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第17条(指定の基準) 第18条で準用される第3条(業務規程)及び第4条(帳簿)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第131条
処分の概要	適正計量管理事業所への指定基準適合命令
法令の定め	計量法
	第128条(指定の基準)
	計量法施行規則
	第75条(指定の基準)
	特定計量器検定検査規則
	第44条(性能に係る技術上の基準)
	第45条(使用公差)
	第46条(性能に関する検査の方法)
	第47条(器差検査の方法)
処 分 基 準	
<i>严 刀 荃 毕</i>	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。
L	

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	第132条
処分の概要	適正計量管理事業所の指定の取消し
法令の定め	計量法
	第62条第1項(変更の届出等) 第92条第1項第1号・第3号(指定の基準)
	第127条第1項(指定)
	第130条第2項(標識)
	第131条(適合命令)
	計量法施行規則
	第75条(指定の基準)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第150条
処分の概要	特定物象量の表記の抹消
法令の定め	計量法 第148条第1項(立入検査)
	通商産業省令第37号(平成5年7月9日)
	「特定商品の販売に係る計量に関する省令」 第2条(特定物象量の表記の抹消に係る検査の方法)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第151条第1項
処分の概要	検定証印等の除去
法令の定め	計量法
	第148条第1項(立入検査)
	特定計量器検定検査規則 第64条(性能に係る技術上の基準)
	第65条(使用公差)
	第66条(性能に関する検査の方法)
	第67条(器差検査の方法)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第153条第1項
処分の概要	装置検査証印の除去
法令の定め	計量法 第148条第1項(立入検査) 特定計量器検定検査規則 第69条(装置検査証印の除去)
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1772) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同 上
備 考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第154条第1項
処分の概要	立入検査によらない検定証印等の除去
法令の定め	計量法 第148条第1項(立入検査) 計量法施行令 第40条
処 分 基 準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同上
備 考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。